

札幌市院内感染報告要領

制定 平成 27 年 3 月 25 日

最終改定 令和 6 年 4 月 1 日

1 目的

この要領は、市内医療機関の院内感染状況を把握し、院内感染防止に向けた対策を支援すること及び本市の医療安全対策事業に活用することを目的として、必要な事項を定めるものである。

2 報告の対象

- (1) ノロウイルス等による感染性胃腸炎による院内感染
- (2) インフルエンザによる院内感染
- (3) 多剤耐性菌による院内感染（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において全数把握とされる感染症^{*}を除く。）

※ 以下に掲げる感染症をいう。

- ・ カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症
- ・ バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症
- ・ バンコマイシン耐性腸球菌感染症
- ・ 薬剤耐性アシネトバクター感染症

- (4) 新型コロナウイルス感染症による院内感染

3 報告基準

いずれの感染症についても、次の各号のいずれかに該当する場合に報告する。

- (1) 同一の感染症による若しくは関連が否定できない死亡事例が確認された場合又は重篤者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全入院患者の半数以上発生した場合
- (3) 前二号に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等

の発生が疑われる場合、又は重大な院内感染事例が発生した場合など、特に管理者が報告を必要と認めた場合

- ※「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号）に規定する社会福祉施設等の施設長から市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告基準を準用。
- ※新型コロナウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について（令和5年4月28日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）に基づく。

4 報告方法

院内感染発生時及び終息時に、各様式により報告する。

(1) 院内感染発生時

ア 院内感染状況調査書（初回報告）（様式1）

イ 感染性胃腸炎発生経過表（様式2）

ノロウイルス等感染性胃腸炎発生の場合に、様式1のほか様式2も提出すること。

(2) 院内感染終息時

ア 院内感染報告書（最終報告）（様式3）

院内で感染が終息し、院内全体で評価・分析を行い、今後の改善策などをとりまとめた後、報告すること。

5 報告先

- ・担当：札幌市保健所医務薬事課医療安全担当係
- ・メールアドレス：imu@city.sapporo.jp
- ・FAX：011-622-5168

6 その他

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で全数把握とされる感染症については、札幌市保健所感染症総合対策課に報告する。